

小田原城天守閣事業経営戦略の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原城天守閣事業経営戦略の改定
政策等の案の公表の日	令和7年10月15日（水）
意見提出期間	令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、小田原城総合管理事務所窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	15件（3人）
インターネット	2人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	5
D	その他（質問など）	9

〈具体的な内容〉

(1) 指定管理者からの納付金に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	利用料金収入の増加により必要な財源を確保するとありますが、現状利用料金は指定管理者の歳入となり、市は指定管理者からの納付金という形で財源としています。3ページに記載のある各年度の指定管理者からの納付金についてはどのように計算されて求められたものなのかその計算式をお示しください。	D	小田原城天守閣等3館の利用に係る料金は地方自治法の規定に基づき指定管理者が利用料金収入（以下「料金収入」という。）として收受し、その料金収入から小田原城天守閣等の管理、運営に係る経費（以下「管理経費」という。）を賄った上で、残りの料金収入を指定管理者からの納付金としています。 管理経費と納付金の額は、毎年度、締結する協定で定めており、管理経費は前年度実績をもとに物価変動を考慮し、指定管理者と協議の上、定めています。
2	令和11年度の指定管理者からの納付金見込み額が大きく下がっているのは、天守閣の入館者数の減少を見込んだうえでどのように算出されたのか。	D	令和11年度は小田原城天守閣の展示リニューアルに伴い、6か月程度の休館を予定しているため、小田原城天守閣の利用料金収入を前年度の50%で見込み、指定管理者からの納付金も減額を見込んでいます。
3	指定管理者から給付される金額がある様であるが、給付される金額が不明。わかる様にすべき。	B	指定管理者からの納付金については、小田原城天守閣事業経営戦略（案）3頁の【各施設の入館者数と利用料収入等の推移と見通し】の表に記載しています。

(2) 地方債に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	未来の来館者のために整備を行うのであれば、過去の来館者の利用料金を使用するのではなく地方債の利用を積極的に検討していくべきではないか。	C	地方債の借入については、小田原城天守閣事業の収支状況をはじめ、事業規模や借入条件などを踏まえ、様々な観点から検討していきますが、整備等の財源については基本的に小田原城施設整備基金を活用してまいります。

2	<p>地方債返済が令和12年度に完了する計画となっているが、この地方債は何をするために借り入れたものか。また、計画中的の大規模工事についてはすべて基金の取り崩しにより行い、新たな地方債借り入れは行わないということによいか。</p>	D	<p>令和12年度に償還を終える地方債は平成27年度、28年度に行った小田原城天守閣の耐震改修や電気、機械設備の改修などのために借り入れたものです。また、整備等の財源については、小田原城天守閣事業の収支状況をはじめ、事業規模や借入条件などを踏まえ、様々な観点から検討していきますが、基本的に小田原城施設整備基金を活用してまいります。</p>
3	<p>令和11年度に基金を取り崩し、展示リニューアルなどを行うと想定されるが、必要費用を地方債により実施しないのか。地方債により事業を実施すれば国から交付税措置があると思うが、そもそもないのか。</p>	C	<p>整備等の財源については、小田原城天守閣事業の収支状況をはじめ、事業規模や借入条件などを踏まえ、様々な観点から検討していきますが、基本的に小田原城施設整備基金を活用してまいります。</p> <p>なお、地方債については、整備内容等によって交付税が措置される場合とされない場合があります。</p>

(3) 利用料金の設定の考え方に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>経営的収支比率を見ると、収益性の高い施設と思われる。</p> <p>地方自治法の公の施設であると担当職員に説明を受けたが、収益を目的としない施設であれば必要とする経費をまかなう収入をあげる料金設定であるべきでないか。料金設定の考え方の見解を聞きたい。</p>	D	<p>小田原城天守閣事業は、入館者の利用料金収入をもって運営を行う独立採算を原則とし、観光施設として定期的な設備改修と展示リニューアルなどを行い、魅力を高めていく必要があると考えています。</p> <p>利用料金については、他城郭の利用料金を参考にするとともに、物価変動の影響をはじめ、施設設備の改修や展示リニューアルの費用などを勘案し、来場者数予測などをもとに設定したものです。</p>

(4) 職員給与に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>料金設定が妥当であるならば天守閣の運営には一般会計の職員も従事していると説明をうけた。それであれば一般会計の職員給与もこの収益で支払うのが適切ではないか。</p> <p>天守閣以外の他の仕事もあり、按分できないは理由にならない。最低限の人員でもよいのではないか。又法令等で一般会計職員の給与を支払う事ができないのであれば、その法令の条文の記述内容を示されたい。</p>	C	<p>当事務所では、小田原城天守閣事業特別会計に係る業務で一般会計に係る業務があり、職員の事務分担に応じて給与の支出会計を決定しています。今後、天守閣等の展示リニューアル等により、相対的に特別会計に係る業務が増加する場合には、各職員の給与の支出会計を適切に選択してまいります。</p> <p>なお、小田原市特別会計条例第2条に「特別会計においては、各事業の事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもって歳入とし、各事業の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。」と規定されています。</p>

(5) 3館の利用料金収入等の記載に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>P2の(3)現在の経営状況の3館利用収入状況の金額とP3の【各施設の入館者数と利用料金収入等の推移と見直し】の利用料金収入合計の金額と様式第2号の総収益(A)の金額が整合しない。欄を増やしたりして同一の金額にすべき。現在の記述ではわからない。</p>	C	<p>小田原城天守閣事業経営戦略(案)2頁の(3)現在の経営状況の3館利用料金収入状況の金額には望遠鏡等利用料が含まれていませんが、3頁の【各施設の入館者数と利用料金収入等の推移と見直し】における利用料金収入合計には望遠鏡等利用料が含まれているため、合計金額が異なるものです。</p> <p>また、様式第2号の投資・財政計画(収支計画)案の総収益(A)は、収益的収入の営業外収益として指定管理者からの納付金や小田原城天守閣等の行政財産使用料などの合計額が記載されています。</p> <p>投資・財政計画(収支計画)に記載している主な金額の内訳については、改定した小田原城天守閣事業経営戦略を市ホームページで公開する際に記載させていただきます。</p>

(6) 施設のイニシャルコストとランニングコストに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	確認であるが、施設そのもののイニシャルコストは一般会計で予算計上し、ランニングコストは料金収入でまかなうという事でよいのか。見解を聞きたい。	D	小田原城天守閣、常盤木門、歴史見聞館の管理経費は指定管理者が利用料金収入で賄っています。 また、市では、小田原城天守閣等3館の管理運営に関する基本協定を指定管理者と締結し、指定管理者は施設の保守点検や簡易な維持修繕などを担っておりますが、大規模な改修や修繕については、小田原城天守閣事業特別会計の歳入に一般会計から繰入金を充当することも想定されます。

(7) 経営戦略の作成根拠に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	この経営戦略（案）が突然でてきて違和感がある。経営戦略（案）を作成する根拠となる条例をこの（案）に明記すべき。決められた様式で明記できないという理由であるならば様式を決めた部署へ追加してよいか確認されたい。そもそも根拠がないなら作成する必要はないと思う。	C	小田原城天守閣事業経営戦略は、総務省からの通知（「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）に基づき、小田原城天守閣事業を安定的に継続していくための中長期的な計画として策定しているものです。 小田原城天守閣事業にかかる経営戦略を策定した経緯等については、改定した小田原城天守閣事業経営戦略を市ホームページで公開する際に記載させていただきます。

(8) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	天守閣のコインロッカーの廃止についてパブリックコメントを実施することなく令和7年9月議会に議案提出をしたのはなぜか。	D	コインロッカーは、来訪者の利便性が高まるよう、新たに指定管理者が設置するため、市民等への影響はないと判断し、パブリックコメントを実施しませんでした。
2	この戦略（案）の意見ではないが、他にも有料施設があるが、作成がおろそかにされていないか。見解をお聞きしたい。未作成の施設があるなら回答欄に施設名を明記されたい。	D	経営戦略は、総務省から発出された通知（「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日付）等に基づき、本市では、水道、下水道、市場（水産・青果）、観光施設（小田城天守閣）、介護サービスの5事業が策定対象となっています。介護サービス事業（鴨宮ケアセンター）は事業内容や事業費等を踏まえ検討中ですが、その他の事業は策定済です。
3	小田原市自治会カードの提示で市民団体料金で入館できるようお願い致します。	D	小田原城天守閣に入館する際に市民であることの証明書類として「自治会カードおだわら」（小田原市自治会総連合配布）も追加させていただきます。
4	天守閣入館料で常盤木門にも入館できる事は良いと思いますが、時間切れで片方しか見学出来なかった等もあり得るので、午後三時又は、午後四時以降に天守閣のみ入館の料金設定を別途設けた方が良いと思います。例えば、夕方割天守閣入館のみ七百円。夕方割は、午後三時以降とか。近隣旅行の帰りによる旅行者もいるのでは。	D	小田原城天守閣の入館時間及び小田原城天守閣の入館チケットで常盤木門に入館できることを小田原城公式ホームページや旅行会社などを通じて周知に努めてまいります。また、来訪者の多い桜の開花時期やゴールデンウィーク、夏休みなどには天守閣の開館延長を行っています。今後も、様々な来館者へのサービスを指定管理者とともに検討してまいります。